

税制調査会（第22回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：令和4年11月8日（火）11時51分

場 所：財務省第3特別会議室

## ○中里会長

本日の会議の前半は、地方税である「固定資産税等」を議題にいたしました。

事務局からの説明の後、委員の皆様の間での意見交換の時間を設けました。議論の内容は皆様お聞きのとおりでございます。

会議の後半には、納税環境整備に関する専門家会合の岡村座長、そして、相続税・贈与税に関する専門家会合の増井座長から、それぞれの専門家会合における議論について御報告をいただきました。こちらも報告の内容は皆様お聞きのとおりです。

会議の最後に、私から、政府税調の今後の進め方に関してお話をさせていただきました。御承知のとおり、前回の総会において委員任期の延長に関して御了解をいただき、現在、事務局にて所要の法的手続を進めていただいているところです。

私といたしましては、今後、半年間をかけて、昨年11月に岸田総理からいただいた諮問に対する答申を取りまとめていきたいと考えております。中期答申の作成プロセスにおいては、まず、委員の皆様方の御意見を伺いながら、具体的な章立て、項目立てを検討し、それと並行して文案のドラフトを私の方で、何人かの委員のお力もお借りしながら行っていければと考えております。

次回の総会は年明け以降の開催を予定しております。開催日程が決まり次第、プレスの皆様にも御連絡させていただきます。

## ○記者

ありがとうございます。

幹事社から1点だけ質問をさせていただきます。

相続税・贈与税の専門家会合からの論点整理の中で、教育資金、結婚・子育て資金に係る非課税措置については廃止する方向で検討することが適当ではないかという意見が示されていますけれども、この点について会長としてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

## ○中里会長

それが導入されたときの様々な議論を当然振り返る必要がございます。一定の目的があって導入されたわけですが、それがどの程度実現されているかということも具体的に検証した上で、今後どうするかを決めていくということですので、単純にこれがいいとか悪いとか、そういうことにはならないので、一定のプロセスを踏んだ事実関係に関する情報収集を前提として様々な議論を行っていくということが、これは政治過程になっていくのかもしれないけれども、そういうようになるのではないかと思います。

○記者

これは効果検証が必要だというお話ですけれども、では、その効果を検証するだけの材料というか、この減収額を示してほしいという声もありましたが、そういうのは現状としてそろっているか、十分あるかという辺りはいかがですか。

○中里会長

私もその方向の知識や経験をあまり有していませんけれども、当初、こういう目的でこういう制度をつくりますというのはわかると思います。その上で、いろいろな利用者の方々、納税者の方々がそれを実際にどのように使ってきたかということに関しては、それぞれ税務署等に情報等は一定程度あるでしょう。また、それが現実になどの程度使われているとか、今後どうなのかについては、は皆様が報道なさる過程でどのような御意見が国民の皆様から、政府税調ではこのような議論が行われているけれども、それについてどうなのかということに関しての反応等もまた出てくるのではないかと思いますので、そういうのを見ながらということになります。

あとはどうなさるかは、これは年度改正の話になるのであれば、それは政治過程で御議論いただくという順番になっていくのではないのでしょうか。誰かが何かを考えただけで世の中が変わっていくとか、そういうことではないです。民主主義というのはみんなで話し合っ決めていくということの中にその良さがあるのだと思います。

○記者

中期答申の取りまとめに向けて、先ほど今後のスケジュールについておっしゃっていましたが、委員の任期を半年延長することで当初の予定に何か影響は出る可能性はありますか。

○中里会長

当初の予定の影響と申しますと、中身についてですか。

○記者

来年の夏に中期答申の取りまとめという当初のスケジュールがあったと思うのですが、それが遅れるとかそういった話がありますか。

○中里会長

当初、来年の夏にまとめる予定だったのですか。

○記者

すみません、そういう報道が一部出ていたかなと思うのです。

○中里会長

いえ、任期は来年の1月9日だったのではないですかね。

○事務局

任期を延長したので来年の夏に出すことになったということです。

○中里会長

非常に多面的にいろいろな皆様をお呼びして御意見をお聞きいたしました。その過程で、これを全部まとめて、事実関係をまとめて整理して、それについて問題点を発見して、そして、改革の方向を探るということをするにはかなり時間が足りないのかなと思って任期について御相談したということです。

#### ○記者

御説明ありがとうございます。今日まで10月、11月でかなりの回数の総会を開いて、様々な項目で議論されてきたと思うのですがけれども、全体を通して感じられたこととか御感想みたいなものがあったら教えてください。

#### ○中里会長

高校生のときに、梅棹忠夫先生の『知的生産の技術』という岩波新書だったのではないかと思いますけれども、そういう『知的生産の技術』という本を読んだのですが、論文の書き方がそこに書いてありまして、どうやったら論文が書けるかといったら、頭の中にあることを全部書き出してみるのだと。一定のことについていろいろ思い浮かべることがありますから、その単語を全部書き出して、それを次に類似のものを一まとめのグループにしてまとめていく。それを何回か繰り返していくと章立てができるということです。そうやって1章何々、2章何々、3章何々というように整理する。これは何を意味するかというと、頭の中にあることを可視化する、見える化するということですか。そういうことのようにです。

確かにそうすると、いろいろなことが、論文を書くときもそういうやり方で整理できましたし、それから、大学の定期試験の答案なんかも最初に10分とか20分使って頭の中にある、その問題文にあることについての自分の頭の中にあるものをまず紙に書き出して、それをグループ化して章立てをすることによって自分の考えていることを整理することができるという。それを実はこの政府税調の中期答申については去年ずっとやってきました。私の頭の中というよりも、政府税調という組織体全体で、果たしてどんな問題があるのだろうかということをまず見える化しよう。それには、我々だけで考えてもどうにもならないので、様々なその分野で著名ないろいろな方がいらっしゃいますからいらしていただいて、とにかくいろいろなことをぶつけていただくということをやったわけです。

そうしますと、それを整理していく過程で、おのずと問題点が第1章何々と出てくるかどうかは分かりませんが、何々についてはこんな問題がある、何々についてはこんな問題がある、何々についてはこんな問題があるというように何か項目のようなもの、章立てのようなものができてまいります。何となく漠然としたものは今、私たちの中にあるわけです。それをさらに具体化していく作業を、政府税調は来年まで少し時間がありますから、その間にそうやって章立てというのか、項目分けしたものについてブロックごとにこれについてはこうだ、これについてはこうだという項目の形に落とし込んでいく。まとまった文章の形にするのはもう少し先だと思うのですが、そう

いう手順でやっていくという、こういうことなのです。

いきなり、さあ書こうと書いて書けるものではありませんし、最初から何か問題が全て与えられているわけではありません。今の世の中の変化について、抽象的に言ってもどうしようもないので。私は法律家ですから全て具体的に考えますので、証拠によって証明されるというのか、そういう具体的なことが重要です。そうすると、何か単にそれぞれの委員の方々が思っている思想というか考え方とか、それももちろん重要なのですが、やはり現実社会の問題をどう解決していく可能性があるのかという、そういう話ですから、そうすると、去年というかずっとこの間やってきたことなのですが、特にここしばらくやってきたことは、その準備作業としては非常に効率的であったというのか、実り多い作業になってきているように実感しているわけです。

だからといって良い答申が書けるかどうかは分かりませんが、いろいろな委員の方々の御協力を得ながら、また、事務局にいろいろサポートしていただかなければいけないこともあるわけです。答申というのは、過去に出した答申との整合性とか文章の表現とかいろいろなことがありますから、そういうことはまた事務局のサポートも得ながら、私も長い間、税調のお手伝いをしていますので、ある程度頭に入っていますが、正確性を期してとかそういうことの作業を繰り返しながら答申の原案をだんだん作り出していく。そうすると、一挙に答申というのができるのではなくて、項目ごとに文章というのか、内容ができていく。それを合わせると答申になるという、非常に機械的ですけども、そういうイメージで、ちょうど裁判で出訴する際にいろいろ文章を作るわけですが、そういう感じなのですかね。個人的な感想としてはですよ。

他の委員の方々はどう思っているか分かりませんが、目に見える形で自分たちが議論してきたことが整理されていると議論しやすいと思います。それにはこうすべきだという意見、今日もいっぱい出ましたけれども、こうすべきだというだけで世の中がそういう方向に行くわけではありません。本当にそれは可能かどうかというのは現実とのすり合わせが極めて重要になってまいります。単に夢を語るというのか、よく分かりませんが、これはこうすべきだと宣言する、政府税調はそういう機関ではないですから、現実とのすり合わせの中でできることをできる範囲でできる順番で考えていって方策をいろいろ示して、それもさらに委員の方々でもんで、そして、政府に提出するという、そういうことなのではないかということです。

だから、プレスの皆様からすれば、私が今度の答申の目玉はこれだと言って見出しを書きやすい方がいいのかもしれませんが、それはできるだけ御協力はいたしますけれども、しかし、そう単純にはいかないところが税制の奥深さというのでしょうか。もう45年税金一筋なので、何か非常に奥深いところだなというように思っているわけです。

○記者

政府税調は年度改正を直接的にやるわけではない組織だということは承知しているのですけれども、年末に具体的な年度改正の議論が始まりますが、与党税調への注文ですとか期待することみたいなのがあれば、ちょっとお答えしにくいかもしれないのですが教えてください。

#### ○中里会長

政治過程に私自身が身を置くという役割ではございません。ただ、個々の委員の方々の中には、積極的に政治過程に乗り出していきたいという方もいらっしゃるでしょう。それはそういう個人の方々としてそういうことはあるのかもしれませんが。

私自身としては、今、言ったことの繰り返しなのですけれども、現実はこうなっております。その現実分析の上にこんな問題が起きています。その解決方法にはこんなものがありますということを含め、今までの政府税調の議論の中で少しずつ現実に出してきているところがございます。もちろん、まだこうすれば税制改革が具体的にできますというところに至っていない部分が多いのですけれども、しかし、現実分析と問題の指摘ということに関しては、皆様の報道を通じて政治家の先生方にも当然届いているのではないかと思います。ただ、あくまでも個人の委員の方々の意見と組織体としての税調の話とは全然別ですから、例えば政府税調でこういう意見が多数出た、だから、政府税調がそう決めるとかそういうことではございません。黙っていらっしゃる方の中にサイレントマジョリティーがあるかもしれないので、そういうことを丁寧に探りながらと思っているわけです。

非常に積極的に発言なさる方が数人いらっしゃったらその方向に決まるとか、そんなものではありません。もっと深みのあるというのか、様々な方々の御意見をお聞きしてすり合わせをしていく作業が重要になってきます。その過程で、私が直接党税調の先生方にどうこう申し上げるということはありませんけれども、政府税調でこんなことを議論していたのだというようなことは、政治家の先生方は非常に情報網を張り巡らせていらっしゃるのではお分かりになるのではないのでしょうか。与党の先生方も野党の先生方もですね。そんな気がしています。

#### ○記者

相続税・贈与税に関しまして、現状はそれぞれ別個の税体系であるという前提にどういうように改善を図っていくかという議論がなされているかと承知をしています。一方で、従来から相続税・贈与税の一体化を目指すようなことも言われてきているのかなと思いますし、今日の議論の中でも複数の委員から、中長期的には相続時精算課税に統合することが望ましいのではないかという意見もあったかと思います。相続税・贈与税の一体化というところが暦年課税の今後の在り方にも関わるのかもしれないのですけれども、この一体化というところに関しての中里会長のお考えがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○中里会長

私自身、相続税・贈与税の専門家ではありませんから、言えることは限られているのですけれども、今、毎年の贈与について基礎控除110万円が定められていて、それを利用して親から子にということで、普通は親から子のことばかりが議論されるのですが、子から親への財産の移転ということも、これは扶養義務の履行なので贈与にならない場合もあるかもしれませんが、そういう場合もあるかもしれませんし、兄から弟とか弟から兄とか、あるいは知らない人へとかいろいろあると思います。

このように、相続税と贈与税の一体化と言いましても、例えば被相続人と相続人の間では一体化でしょうけれども、相続関係にない人に対する贈与でしたら、これは一体化できません。すると、暦年贈与、基礎控除には基礎控除なりの役割が恐らくあるのだらうと思うのです。それを分けて、全て相続・贈与というのは親から子に、あるいはおじいさん、おばあさんから孫に財産が移ることだと決めつけてしまうこと自体が結構危険というのか、不十分ではないかと思っていまして、千差万別、いろいろなことがあるわけですから、それも考えて制度を組み立てていかないと、単に一体化で話が済むならある意味簡単なのかもしれませんが、相続税と一体化できない贈与というものもあるのだと思うのです。そこはどこに遡るかといったら民法なのでしょう。民法でどうなっているか、贈与契約はありますけれども、そこを見ながら税務でどう考えていくかという、そういう過程になるのではないかと思うのです。

スローガンのようなことを述べて問題が解決できるのであれば税制改革はものすごくやりやすいことなのでしょうけれども、そうではない例外があって、例外の例外があって、例外の例外の例外があるという世界に我々は生きているわけですから、幅広く考えながら問題に取り組んでいくというのはなかなか骨の折れる仕事です。だから、一体化をどう思うかと聞かれたら、一体化したほうが良い場面もあるかもしれませんが、それでは済まない場合もあるかもしれませんという非常に情けないお答えしかなくなってしまうと、結局何を言っているのだというご批判を頂戴することもありうるのですが、それでも、私の申し上げたことがお分かりいただけるかと思えます。

複雑な世の中をどう整理していくかということの中に専門家の仕事があるのだと思うのです。単に単純化すれば問題が解決することではないというところが非常に難しいところだと思っています。

[終了]